

# 広場の使用について

## 1. 広場の使用について

- ①貸出期間：7日間以内
- ②使用時間：午前9時から午後8時まで（設営撤去は除く）
- ③テント等の設営や音の出る行為を行う場合は、1ヶ月前までに企画書及び配置図等作成の上、使用許可の申請の前に協議してください
- ④下記の行為は禁止です
  - ・芝生や樹木を傷める行為
  - ・広場の施設を傷める行為
  - ・芝生の中への車両の乗入れ

## 2. テント等の設営撤去について

- ①使用時間外で設営撤去を行う場合は必ず協議してください
- ②広場内への車両の乗入れは必要最小限とし、芝生内への乗入れはできません  
車両の重量は8 t（積載重量込み）までとし、ベニヤ板等での養生が必須となります
- ③テント等の施設配置については、歩行者の動線を確保し園路を塞がないこと
- ④テント等は点字ブロックの上に設営できません  
また、点字ブロックから60 cm以上離してください

## 3. 音の出る行為について

- ①スピーカー等を直接「ホルトホール大分」に向けしないでください
- ②周辺施設や地元住民等に十分な配慮を行い、クレーム等については主催者の責任において処理してください

## 4. 広場の貸出施設について（別添図面参照）

- ①コンセントの使用について  
コンセントはすべて100V、15Aです（必ず使用容量を守ってお使いください）  
コンセント使用時は、分電盤のスイッチが「ON」になっているか確認してください  
コンセント使用時にブレーカーが切れた場合は、使用容量を超えていることから使用容量の見直しを行ったうえで分電盤のスイッチを「ON」にしてください
- ②散水栓について  
散水栓の水は水道水です
- ③排水口（下水）の使用について  
排水口の使用にあたっては下水道営業課の許可が必要です  
使用料が別途必要となりますので下水道営業課と事前に協議を行ってください

#### ④貸出施設のカギについて

コンセント、分電盤、散水栓、車止めについては、カギがかかっていますので、カギの貸出を行います

使用日の直近の平日 17時までに受け取りに来て下さい

### 5. 芝生の養生について

3日以上イベントや人が多く訪れるイベントにおいて、人が歩く場所やテント内など、芝生が痛みますので必ず養生が必要となります。

芝生養生用のマット等の準備や設置撤去の費用は、イベント主催者の負担となります。

芝生養生マットについては、一部お貸しできるものもありますので事前にご相談ください。

### 6. その他

①広場の使用に伴うクレーム等の処理については使用者の責任において処理してください

②使用後には必ず清掃を行ってください